

# 平成 2 2 年度能美市補正予算書

— 平成 2 3 年 3 月 3 1 日専決分 —

一般会計（第 8 号）

特別会計

老人保健特別会計（第 2 号）

介護保険特別会計（第 4 号）

農業集落排水事業特別会計（第 3 号）

温泉事業特別会計（第 2 号）

企業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計（第 3 号）

専決第6号

## 平成22年度能美市一般会計補正予算（第8号）

平成22年度能美市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382,000千円を減額し、歳入歳出それぞれ22,868,000千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		6,851,166	409,550	7,260,716
	1 市民税	2,456,644	338,950	2,795,594
	2 固定資産税	3,456,922	46,000	3,502,922
	3 軽自動車税	85,992	2,100	88,092
	4 市たばこ税	235,000	17,600	252,600
	8 都市計画税	606,106	4,900	611,006
2 地方譲与税		240,000	△3,813	236,187
	1 地方揮発油譲与税	60,000	9,513	69,513
	2 自動車重量譲与税	180,000	△13,326	166,674
3 利子割交付金		25,000	3,317	28,317
	1 利子割交付金	25,000	3,317	28,317
4 配当割交付金		6,000	2,757	8,757
	1 配当割交付金	6,000	2,757	8,757
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000	520	3,520
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000	520	3,520
6 地方消費税交付金		400,000	67,351	467,351
	1 地方消費税交付金	400,000	67,351	467,351

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 ゴルフ場利用税交付金		40,000	△5,247	34,753
	1 ゴルフ場利用税交付金	40,000	△5,247	34,753
8 自動車取得税交付金		60,000	6,991	66,991
	1 自動車取得税交付金	60,000	6,991	66,991
10 地方交付税		4,718,594	232,287	4,950,881
	1 地方交付税	4,718,594	232,287	4,950,881
11 交通安全対策特別交付金		8,000	△824	7,176
	1 交通安全対策特別交付金	8,000	△824	7,176
12 分担金及び負担金		682,312	6,518	688,830
	1 分担金	13,639	△30	13,609
	2 負担金	668,673	6,548	675,221
13 使用料及び手数料		368,739	△29,758	338,981
	1 使用料	346,435	△29,746	316,689
	2 手数料	22,304	△12	22,292
14 国庫支出金		2,918,055	△200,082	2,717,973
	1 国庫負担金	1,422,042	△208,719	1,213,323
	2 国庫補助金	1,485,015	8,096	1,493,111

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 国庫委託金	10,998	541	11,539
15 県支出金		1,092,296	△74,003	1,018,293
	1 県負担金	449,699	△37,935	411,764
	2 県補助金	512,943	△32,903	480,040
	3 県委託金	129,654	△3,165	126,489
16 財産収入		70,464	216,000	286,464
	2 財産売払収入	22,000	216,000	238,000
17 寄附金		16,198	572	16,770
	1 寄附金	16,198	572	16,770
18 繰入金		1,763,129	△693,444	1,069,685
	1 基金繰入金	1,762,984	△693,500	1,069,484
	2 特別会計繰入金	145	56	201
20 諸収入		422,522	△46,192	376,330
	3 貸付金元利収入	251,669	△46,363	205,306
	4 受託事業収入	2,174	△1,836	338
	5 雑入	168,667	2,007	170,674
21 市債		3,293,100	△274,500	3,018,600

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	3,293,100	△274,500	3,018,600
歳 入	合 計	23,250,000	△382,000	22,868,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		2,409,632	884	2,410,516
	1 総務管理費	1,977,549	5,730	1,983,279
	3 戸籍住民基本台帳費	70,850	0	70,850
	4 選挙費	33,159	△4,241	28,918
	5 統計調査費	17,255	△605	16,650
3 民生費		7,700,536	△452,059	7,248,477
	1 社会福祉費	3,014,169	△78,117	2,936,052
	2 児童福祉費	4,489,668	△320,382	4,169,286
	3 生活保護費	196,659	△53,560	143,099
4 衛生費		1,560,556	△60,931	1,499,625
	1 保健衛生費	871,056	△60,931	810,125
5 労働費		47,213	△3,365	43,848
	1 労働費	47,213	△3,365	43,848
6 農林水産業費		1,128,634	△21,153	1,107,481
	1 農業費	1,021,269	△21,162	1,000,107
	2 林業費	107,318	9	107,327
7 商工費		893,779	226,798	1,120,577

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	893,779	226,798	1,120,577
8 土木費		3,424,609	△234,221	3,190,388
	1 土木管理費	93,495	△3,660	89,835
	2 道路橋りょう費	1,674,398	△220,059	1,454,339
	3 河川費	18,686	0	18,686
	4 都市計画費	1,586,137	△9,202	1,576,935
	5 住宅費	51,893	△1,300	50,593
10 教育費		2,295,964	△28,953	2,267,011
	1 教育委員会費	280,639	△9,887	270,752
	2 小学校費	577,670	△9,665	568,005
	3 中学校費	201,823	△3,020	198,803
	4 社会教育費	747,779	△3,616	744,163
	5 保健体育費	488,053	△2,765	485,288
12 公債費		3,233,786	0	3,233,786
	1 公債費	3,233,786	0	3,233,786
13 諸支出金		62,216	191,000	253,216
	1 基金費	62,216	191,000	253,216



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	23,250,000	△382,000	22,868,000
合	計			

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡保育園増設事業債	61,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	59,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
福岡保育園周辺整備事業債	18,700				15,600			
辰口保育園建設事業債	616,800				586,100			
県営土地改良事業負担金	4,600				1,900			
地方特定道路整備事業債	41,800				35,600			
小松インター線整備事業債	237,500				28,500			
地方特定道路整備事業債(街路)	27,000				20,600			

(能美市一般会計)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水辺環境整備事業債	6,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	6,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
J R 寺井駅周辺整備事業債	350,500				346,600			
浜小学校耐震補強事業債	46,100				39,900			
粟生小学校耐震補強事業債	58,500				43,900			
湯野小学校大規模改造事業債	63,300				76,700			
寺井中学校耐震補強事業債	46,100				43,000			
県営道路事業負担金	15,600				15,400			
計	3,293,100							

(能美市一般会計)

### 第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 生活保護費	生活保護データシステム構築事業	1,521
7 商工費	1 商工費	温泉保養館クアハウス九谷改修事業	7,066
8 土木費	1 土木管理費	除雪ステーション整備事業	46,481
	2 道路橋りょう費	県営道路事業負担金	300
計			55,368

専決第7号

平成22年度能美市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度能美市の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎

（能美市老人保健特別会計）

第 1 表 歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		1,886	0	1,886
	1 償還金及び還付金	1,740	△56	1,684
	2 繰出金	146	56	202
歳出合計		2,496	0	2,496

専決第8号

## 平成22年度能美市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成22年度能美市の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から保険事業勘定歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出それぞれ3,372,591千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎

（能美市介護保険特別会計）

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		609,000	△5,783	603,217
	1 介護保険料	609,000	△5,783	603,217
3 国庫支出金		727,691	△6,647	721,044
	1 国庫負担金	580,335	△7,981	572,354
	2 国庫補助金	147,356	1,334	148,690
4 支払基金交付金		1,001,968	△26,321	975,647
	1 支払基金交付金	1,001,968	△26,321	975,647
5 県支出金		500,432	△9,712	490,720
	1 県負担金	489,583	△8,625	480,958
	2 県補助金	10,849	△1,087	9,762
8 繰入金		486,425	△13,098	473,327
	1 一般会計繰入金	486,425	△13,098	473,327
9 繰越金		15,848	22,615	38,463
	1 繰越金	15,848	22,615	38,463
10 諸収入		197	△54	143
	4 雑入	147	△54	93
11 市債		91,000	△21,000	70,000



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	91,000	△21,000	70,000
歳 入	合 計	3,432,591	△60,000	3,372,591

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,952	29	50,981
	1 総務管理費	19,919	29	19,948
	2 徴収費	4,148	0	4,148
2 保険給付費		3,292,000	△60,029	3,231,971
	1 介護サービス等諸費	2,995,603	△52,029	2,943,574
	2 介護予防サービス等諸費	112,151	△3,000	109,151
	6 特定入所者介護サービス等費	114,252	△5,000	109,252
4 地域支援事業費		72,115	0	72,115
	1 介護予防事業費	47,967	0	47,967
	2 包括的支援事業・任意事業	24,148	0	24,148
歳 出 合 計		3,432,591	△60,000	3,372,591

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	91,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	70,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	91,000				70,000			

(能美市介護保険特別会計)

専決第9号

平成22年度能美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度能美市の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,160千円を減額し、歳入歳出それぞれ114,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎

（能美市農業集落排水事業特別会計）

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		27,901	2,140	30,041
	1 使用料	27,900	2,140	30,040
5 繰入金		43,200	△8,300	34,900
	2 基金繰入金	11,300	△8,300	3,000
歳入合計		120,760	△6,160	114,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		69,843	△5,010	64,833
	1 事業費	69,843	△5,010	64,833
2 公債費		50,856	△1,150	49,706
	1 公債費	50,856	△1,150	49,706
歳出	合計	120,760	△6,160	114,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		69,843	△5,010	64,833
	1 事業費	69,843	△5,010	64,833
2 公債費		50,856	△1,150	49,706
	1 公債費	50,856	△1,150	49,706
歳出	合計	120,760	△6,160	114,600

専決第10号

## 平成22年度能美市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度能美市の温泉事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000千円を減額し、歳入歳出それぞれ27,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎



第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		20,000	△5,000	15,000
	1 一般会計繰入金	9,000	△5,000	4,000
歳入	合計	32,736	△5,000	27,736

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		29,777	△2,675	27,102
	1 温泉事業費	29,777	△2,675	27,102
2 諸支出金		2,959	△2,325	634
	1 基金費	2,959	△2,325	634
歳出	合計	32,736	△5,000	27,736

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費	寺井温泉 2 号源泉	17,325
計			17,325

平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計補正予算（第3号）

平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第1条 平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算に定めた第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（合 計）
第1款 病院事業収益	1,984,800千円	39,666千円	2,024,466千円
第1項 医業収益	1,674,000千円	43,997千円	1,717,997千円
第2項 医業外収益	310,798千円	△4,331千円	306,467千円
（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（合 計）
第1款 病院事業費用	1,984,800千円	39,666千円	2,024,466千円
第1項 医業費用	1,933,978千円	39,666千円	1,973,644千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第2条 平成22年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算に定めた第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(合 計)
(1) 病 院			
職員給与費	1, 171, 693千円	△4, 331千円	1, 167, 362千円

平成23年3月31日 専決

能美市長 酒 井 悌 次 郎